

貯水槽(貯水槽水道)の適正な管理について

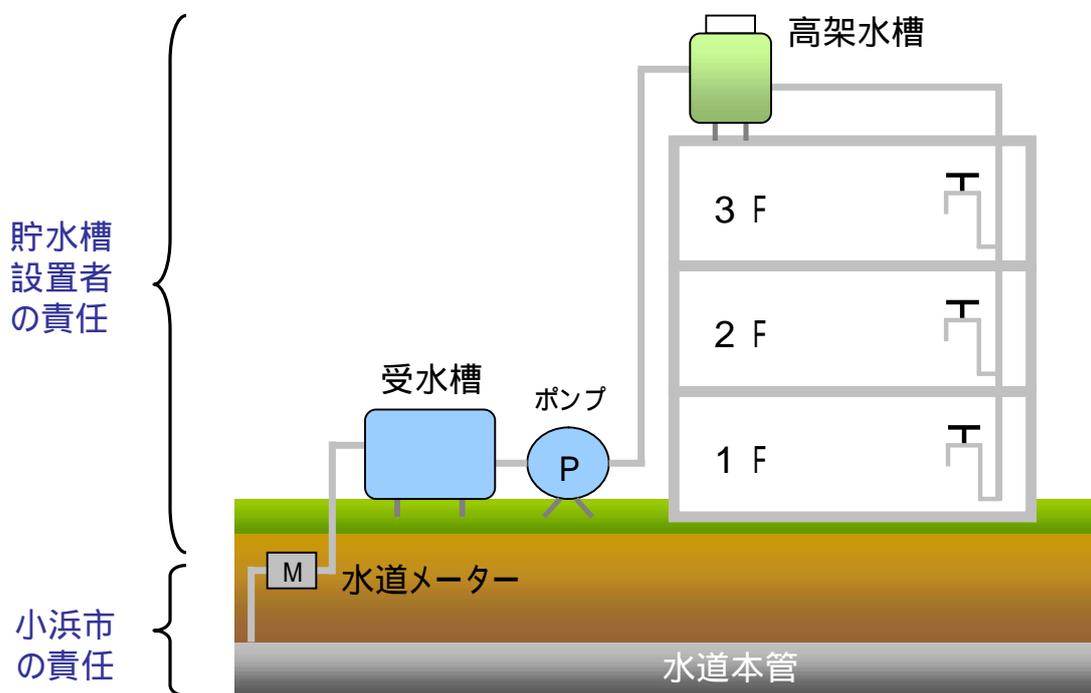
貯水槽水道を設置されている皆さんへ

貯水槽(貯水槽水道)とは

ビル・マンションなどの高い建物では、水道管を通して送られてきた水道水をいったん受水槽にためて、ポンプで直接、または屋上等にある高架水槽を経由して各階の家庭や事務所に送るようになっていきます。これら受水槽と高架水槽を合わせた設備を貯水槽(貯水槽水道)といいます。

この貯水槽の管理が適切でないと、飲料水の汚染の原因となります。

【貯水槽(貯水槽水道)の概要】



貯水槽は有効容量により区分されています。

簡易専用水道

- ・貯水槽の有効容量が10 m³を超えるものをいいます。
- ・水道法により適正な管理が義務づけられています。

小規模貯水槽水道

- ・貯水槽の有効容量が10 m³以下のものをいいます。
- ・条例で簡易専用水道に準じた管理に努めるよう定められています。

貯水槽の管理責任は

貯水槽の管理責任は、建物の所有者(以下「設置者」といいます。)にあります。

水道管を通して送られてきた水道水の水質管理については、受水槽に入るまでは水道事業者である小浜市の責任ですが、受水槽に入ってから責任は設置者となるので、適正な清掃、管理を行ってください。

貯水槽管理のあり方（安全でおいしい水を飲むために適切な管理を）

1. 貯水槽の定期的な清掃

毎年1回以上、専門的知識、技能を有する清掃登録業者等による清掃を定期的に受けてください。

2. 貯水槽の点検

貯水槽の蓋の鍵はしっかりとかけられているか、雨水が入り込む余地がないか、ひび割れはないかなど、水が有害物、汚水等によって汚染されることのないように、定期的な点検を行ってください。

3. 水質検査の実施

蛇口から出る水の色、濁り、におい、味その他について異常がないか日常的に検査を行ってください。

4. 給水停止および利用者への周知

供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険であることを利用者に周知してください。

※ 貯水槽を管理するのは設置者であり、検査等に要する費用は設置者の負担になります。